

基本事件 平成・令和\_\_\_\_\_年(家)第\_\_\_\_\_号 本人氏名\_\_\_\_\_

大阪家庭裁判所 御中

## 監督事務報告書

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

報告者(監督人) \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_ 住 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

- 1 後見人、保佐人、補助人、未成年後見人(以下「後見人等」という。)が行っている事務は次のとおりである。
  - (1) 本人の生活、療養看護面について、  
 報告を受けている。  以下の点が不明である。
  
  - (2) 本人の財産面について、  
 報告を受けている。  報告がない。又は以下の点が不明である。
  
- 2 後見人等の事務の執行状況は、  
 適切に執行されている。  次の点に問題がある。
  
- 3 本人の生活や財産について、困っていることは、  
 特になし。  以下のことで困っている。
  
- 4 その他、後見等監督事務に関して気になっていることは、  
 特になし。  以下のことが気になっている。